

# 新型インフルエンザ対策 対応マニュアル

平成 2 1 年 5 月

横 瀬 町

# 1 主 旨

新型インフルエンザの発生・流行時において、感染拡大を最小限にとどめ、町民の健康被害の発生を可能な限り防ぐことを最大の責務として、国及び県の行動計画に沿って迅速な対応が図れるよう「横瀬町新型インフルエンザ対策対応マニュアル」を策定する。

## 2 危機管理段階の設定

発生段階		発生段階の基準	危機管理体制
県	本町		
レベルⅠ	前段階	国内外ともに、鳥インフルエンザウイルスや新型インフルエンザウイルスによる感染被害が発生していない時期。（平常時）	各課所
レベルⅡ	第1段階	海外で鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染も見られる。ヒトからヒトへの感染は基本的にはない時期。	横瀬町新型インフルエンザ連絡チーム
レベルⅢ	第2段階	国内で鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染も見られる。ヒトからヒトへの感染はない時期。	横瀬町新型インフルエンザ緊急対策チーム
レベルⅣ	第3段階	海外で新型インフルエンザウイルスのヒトからヒトへの感染が疑われる時期、及び確認された時期。	横瀬町危機対策会議
レベルⅤ	第4段階	国内で新型インフルエンザウイルスのヒトからヒトへの感染が疑われる時期。	横瀬町危機管理対策本部
レベルⅥ	第5段階	県内又は本町・隣接地域において新型インフルエンザウイルスのヒトからヒトへの感染が疑われる時期、及び確認された時期。	
レベルⅦ	第6段階	県内又は本町で新型インフルエンザウイルスのヒトからヒトへの感染が拡大している時期。	

新型インフルエンザ流行の危険度に応じて、上記のとおり危機管理段階を設定するが、この段階設定は必ずしも時系列に対応するものでなく、第1段階から第5段階へ一気に移行することもあり得る。

### 3 町組織体制

#### ○ 横瀬町新型インフルエンザ連絡チーム

第1段階(県行動計画レベルⅡ)において、健康づくり課長を本部長として横瀬町新型インフルエンザ連絡チームを設置し会議を開催する。

関連する情報の収集を行い、危機対応策の検討を行う。

構成員は次のとおりとする。

#### 横瀬町新型インフルエンザ連絡チーム

総務課長 まち経営課長 いきいき町民課長 健康づくり課長  
振興課長 教育委員会次長

#### ○ 横瀬町新型インフルエンザ緊急対策チーム

第2段階(県行動計画レベルⅢ)において、副町長を本部長・教育長を副本部長として横瀬町新型インフルエンザ緊急対策チームを設置し会議を開催する。

関連する情報の収集及び提供、危機対応策について迅速かつ的確な検討を行う。

構成員は次のとおり

#### 横瀬町新型インフルエンザ緊急対策チーム

副町長 教育長 参事 統括 各課所長

#### ○ 横瀬町危機対策会議

第3段階(県行動計画レベルⅣ)において、副町長を本部長・教育長を副本部長として横瀬町危機管理対策本部を設置し情報の収集及び提供、相談体制の整備、必要な町民生活等について迅速かつ的確な検討を行う。

構成員は次のとおり

#### 横瀬町危機管理対策会議

副町長 教育長 参事 会計管理者 統括 各課所長

#### ○ 横瀬町危機対策本部

第4・5・6段階(県行動計画レベルⅤ・Ⅵ・Ⅶ)において、横瀬町危機管理対応指針に基づき、横瀬町危機対策本部を設置し町民の置かれている状況を確認し、総合的な対策を迅速かつ的確に実施する。

#### 横瀬町危機管理対策本部

町長 副町長 教育長 参事 会計管理者 統括 各課所長

## 4 危機管理段階別の対策

町は、各発生段階に対応した以下の危機管理対策をとる。ただし、以下の基準を一応の目安とするが、実際の運用について患者の発生状況、病状、新型インフルエンザの毒性及び専門家等の意見を踏まえ、その都度決定する。

### ○ 前段階(県行動計画Ⅰ)における対策(発生してない状態)

国内外ともに、鳥インフルエンザウイルスや新型インフルエンザウイルスによる感染被害が発生していない時期。(平常時)

#### (1) 基本的な取組み

- ① 通常のインフルエンザ対策を着実に実施するとともに、国内外における高病原性鳥インフルエンザや新型インフルエンザの発生状況を把握する。

#### (2) 体制の整備

- ① 新型インフルエンザの発生に備えて、防疫職員用の防護服等の確保に努める。
- ② 町内の在宅要援護者の把握に努める。

#### (3) 情報収集

- ① 発生状況、感染拡大状況及び被害状況を把握する。

#### (4) 情報提供

- ① 町民に対し、ホームページ・町広報等で適時・適切な内容の情報提供体制を確認する。

○ 第1段階(県行動計画レベルⅡ)における対策(国内・海外トリ、海外トリ→ヒト)

海外で鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染も見られる。ヒトからヒトへの感染は基本的にはない時期。

(1) 基本的な取組み

- ① 「横瀬町新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定するとともに、新型インフルエンザ連絡チームを設置し、各課所において、情報を共有することにより庁内推進体制を確立する。
- ② 予防対策として、町民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを奨励する。
- ③ 町民に対して、通常のインフルエンザの感染を予防するため、インフルエンザワクチンの接種を奨励する。
- ④ 通常のインフルエンザ発生動向や異常な兆候の早期把握に努める。

(2) 体制の整備

- ① 横瀬町新型インフルエンザ連絡チーム(以下「横瀬町連絡チーム」という。)を設置し会議を開催する。  
横瀬町新型インフルエンザ対応マニュアル(以下「対応マニュアル」という。)に基づく基本方針の決定、関連情報の伝達を行う。
- ② 庁内に対応マニュアルの再確認を依頼及び関連情報を伝達するとともに、情報の共有化を図る。

(3) 情報収集

- ① 鳥類における異常死等の状況を把握する。
- ② 海外で発生している鳥インフルエンザの動向把握、情報収集に努める。
- ③ 県及び近隣市町間での情報交換に努める。

(4) 情報提供

- ① 町民に対し、ホームページ・町広報等で適時・適切な内容の情報提供を行う。
- ② 医師会等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行う。

(5) 相談体制

平常時の相談体制で対応する。

(6) 保健所及び医療機関等との連携

保健所を通じて、新型インフルエンザの発生に備え、感染症指定医療機関の状況を把握する。

## ○ 第2段階(県行動計画レベルⅢ)における対策(国内トリ→ヒト)

国内で鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染も見られる。ヒトからヒトへの感染はない時期。

### (1) 基本的な取組み

- ① 横瀬町新型インフルエンザ緊急対策チームを設置し、各課所において、情報を共有することにより庁内推進体制を確立する。
- ② 町民不安を解消するため、鳥インフルエンザ対策の体制整備を図る。
- ③ 前段階に引き続き、予防対策として町民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを奨励する。

### (2) 体制の整備

- ① 横瀬町新型インフルエンザ緊急対策チーム(以下「横瀬町緊急対策チーム」という。)を設置し、会議を開催し対応策を検討する。
- ② 埼玉県内の鳥インフルエンザのヒトへの感染防止策に協力する。

### (3) 情報収集

- ① 前段階に引き続き、通常のインフルエンザ発生動向を把握し、異常な兆候の早期把握に努める。
- ② 鳥インフルエンザの発生状況の把握、情報収集に努める。
- ③ 県及び近隣市町間での情報交換に努める。

### (4) 情報提供

- ① 町民に対し、ホームページ・町広報等で適時・適切な内容の情報提供を行う。
- ② 医師会等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行う。

### (5) 相談体制

町民の健康不安に対応するため、鳥インフルエンザの相談窓口を役場健康づくり課内に設置する。

### (6) 保健所及び医療機関等との連携

秩父保健所・秩父郡市医師会・町内医療機関及び秩父郡市内医療機関・秩父広域市町村圏組合(消防本部)と連携して、鳥インフルエンザの発生状況及び新型インフルエンザ関連情報を把握する。

家畜保健衛生所・養鶏関係者からの情報を把握する。

## ○ 第3段階(県行動計画レベルⅣ)における対策(海外ヒト→ヒト)

海外で新型インフルエンザウイルスのヒトからヒトへの感染が疑われる時期、及び確認された時期。

### (1) 基本的な取組み

- ① 国内における新型インフルエンザ患者(疑いのある患者も含む)の発生動向を把握する。
- ② 前段階に引き続き、新型インフルエンザの発生に備え体制整備を強化し、本町における予防等の実施に関する対策を検討する。

### (2) 体制の整備

- ① 国内における新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染被害の発生に備え、横瀬町危機対策会議を開催し、町長の指示により、所管事務にかかる対策を講じるものとする。
- ② 国内における新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染被害の発生に備え、各種団体等と町との間で新型インフルエンザの発生動向に関する情報の共有化や予防対策等の実施についての連携を行う。

### (3) 情報収集

- ① 新型インフルエンザの海外での発生動向の情報収集に努める。
- ② 県及び近隣市町間での情報交換を行う。
- ③ 新型インフルエンザウイルスの感染に関する町内の情報について、把握に努める。

### (4) 情報提供

- ① 海外での発生状況を迅速かつ正確にチラシやホームページ等を用いて町民へ情報提供するとともに、感染予防対策、相談体制等について町民へ周知し、風評による影響を防止する。
- ② 医師会等関係機関に対し、迅速に情報提供を行う。
- ③ 海外渡航者等に対して、新型インフルエンザ情報を提供し、注意喚起を行う。

### (5) 相談体制

町民の健康不安に対応するため、新型インフルエンザの相談窓口を役場健康づくり課内に設置する。

### (6) 保健所及び医療機関との連携

保健所と協力し、医療機関に対して、厚生労働省が策定する新型インフルエンザ診療ガイドライン及びトリアージ方針等を周知する。

## ○ 第4段階(県行動計画レベルV)における対策(国内ヒト→ヒト)

国内で新型インフルエンザウイルスのヒトからヒトへの感染が疑われる時期。

### (1) 基本的な取組み

- ① 町長が新型インフルエンザ対策について意思表示を行う。
- ② 町民に対して、感染防止・感染拡大防止のための予防対策の励行を呼びかける。
- ③ 町内の在宅要援護者の所在の確認を行う。

### (2) 体制の整備

国内の新型インフルエンザの流行に備え横瀬町危機対策本部を設置し、町民の置かれている状況を確認し、町民の不安解消、社会機能維持のための方策を検討する。

### (3) 情報収集

- ① 症候群サーベイランスの情報を収集をする。
- ② 県及び近隣市町間での情報交換を密に行う。

### (4) 情報提供

- ① 町民に対し、チラシやホームページを用いて患者等の発生状況、感染予防対策、相談窓口についての最近の情報提供を行う。
- ② 医師会等の関係機関に対し、患者等の発生状況や感染予防対策等について情報提供を行う。
- ③ 前段階に引き続き、海外渡航者に対し、新型インフルエンザ情報を提供し注意喚起を行う。

### (5) 相談体制

前段階に引き続き、役場健康づくり課内の相談窓口で対応するとともに役場内に24時間体制の新型インフルエンザに関する相談窓口を設置する。なお、必要に応じ受診勧奨を行う。

### (6) 保健所及び医療機関等との連携

- ① 新型インフルエンザの発生に対し、診療体制、入院医療等の情報について保健所及び医療機関との連携を行う。
- ② 町内患者の発生に備えて、公的医療機関に対して、入院医療体制の確保を要請する。



## ○ 第5段階(県行動計画レベルVI)における対策(県内又は本町・隣接地域ヒト→ヒト)

県内又は本町・隣接地域において新型インフルエンザウイルスのヒトからヒトへの感染が疑われる時期、及び確認された時期。

### (1) 基本的な取組み

- ① 町長が新型インフルエンザの流行警戒宣言を行う。
- ② 町民に対して、感染防止・感染拡大阻止のための予防対策の励行を呼びかける。
- ③ 不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動について、自粛を要請する。
- ④ 患者との接触者が関係する発生地域の学校等について、臨時休校等を行い、又は、設置者に対して要請する。
- ⑤ 事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。又、新型インフルエンザ様症状の認められた従事者の出勤停止・勧告をする。
- ⑥ 町民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨するとともに、外出自粛を勧告する。
- ⑦ 町内の在宅要援護者の所在の再確認を行う。
- ⑧ 貸館業務の停止及び企業等と休業等について協議する。

### (2) 体制の整備

横瀬町危機対策本部を設置し、各課所において関係機関との情報交換を行うとともに、町民の不安解消、社会機能保持のための対策を実施する。

### (3) 情報収集

- ① 秩父郡市内の医療機関から情報を収集し、町民に周知する。
- ② 近隣の医療機関及び老人福祉施設等における、インフルエンザが原因とされる死亡者数について、情報収集する。
- ③ 町内の学校や福祉施設等における、インフルエンザ様患者による施設別発生状況について、情報を収集する。
- ④ 厚生労働省及び埼玉県から情報収集を密に行う。

### (4) 情報提供

- ① 町民に対し、マスコミ、ホームページ等を通じて感染情報を公表し、不要不急の外出を控えるように呼びかけるとともに、患者等の発生状況、感染予防対策、相談・医療体制等について、チラシ、ホームページや防災無線等多様な広報手段を活用して情報提供を行う。
- ② 事業所、社会福祉施設等に対して、感染予防対策の徹底を要請するとともに、新型インフルエンザ様症状の認められた者に対する出勤停止、医療機関受診を促すよう要請する。
- ③ 前段に引き続き、医師会等の関係機関に対し、迅速、正確に情報提供を

行う。

④ 県に対し、町内での発生について情報提供を行う。

(5) 相談体制

① 状況に応じて新型インフルエンザに関する相談窓口の増設をするための準備を行う。

② 健康福祉全般の新型インフルエンザに関する相談窓口の準備を行う。

(6) 保健所及び医療機関等との連携

① 状況に応じて医療機関に対して外来診療の準備について要請する。又、保健所と連携し入院可能な医療機関の拡充に努める。

② 県に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の提供を要請する。

## ○ 第6段階(県行動計画レベルⅦ)における対策(県内又は本町・隣接地域ヒト→ヒト、感染拡大)

県内又は本町で新型インフルエンザウイルスのヒトからヒトへの感染が拡大している時期。

### (1) 基本的な取組み

- ① 町長が新型インフルエンザ非常事態宣言を公表する。
- ② 大規模集会や不特定多数の集まる活動について、原則すべての活動の自粛を勧告する。
- ③ 学校等について、臨時休校等を行い、設置者に対して要請する。
- ④ 児童館、デイサービス等について閉鎖を行い、又は、設置者に対して要請する。
- ⑤ 事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従事者の出勤停止・勧告をする。
- ⑥ 町民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨するとともに、外出自粛を勧告する。
- ⑦ 町内の在宅要援護者に対して支援を行う。

### (2) 体制の整備

横瀬町危機対策本部を設置し、社会機能の破綻を回避することについて対策を決定し、関係機関に対して積極的に働きかけを行う。

### (3) 情報収集

- ① 新型インフルエンザの発生動向について把握する。
- ② 学校や福祉施設等における患者等の発生状況を把握する。
- ③ 厚生労働省及び埼玉県から情報収集を密に行う。

### (4) 情報提供

- ① 前段階の町民対応に加え、チラシ、ホームページや防災無線等多様な広報手段を活用して、臨時医療施設の情報、食料・生活必需品に関する情報、社会機能の維持に関する情報を提供する。
- ② 町民に対し、新型インフルエンザに関する正確な情報を提供する。また、不要不急の外出を控えるように呼びかけるとともに、患者等の発生状況、感染予防対策、相談・医療体制等について、情報提供を行う。
- ③ 前段階に引き続き、医師会等の関係機関に対し、迅速、正確に情報提供を行う。
- ④ 埼玉県に対し、県内又は近隣地域、町内での発生状況について情報提供を行う。

### (5) 相談体制

- ① 状況に応じて新型インフルエンザに関する相談窓口の増設強化を行う。

② 健康福祉全般の新型インフルエンザに関する相談窓口を設置する。

(6) 保健所及び医療機関等との連携

① 医療機関に対して外来診療への協力を要請する。また、保健所と連携し入院可能な医療機関の拡充に努める。

② 引き続き県に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の提供を要請する。

③ 患者数が増加し、利用可能病床数を超える患者が発生した場合は、公共施設等への患者収容に協力する。

## 5 各課所の役割及び各段階における 庁内の対応

各課所の役割及び各段階における庁内の対応については、別表1，別表2のとおりとする。

## 各課所の役割

課 名	主な役割
総務課	・ 情報管理の総合調整に関すること
	・ 新型インフルエンザ対策に関すること
	・ 国、県、隣接市町等の連携に関すること
	・ 社会活動及び事業活動等の自粛要請等に関すること
	・ 町民生活の安全・安心に関すること
	・ 自治会・自主防災組織との連絡に関すること
	・ 食糧及び生活必需品などの安定供給に関すること
まち経営課 議会事務局	・ 広報及び情報公開に関すること
健康づくり課	・ 新型インフルエンザ発生状況把握に関すること
	・ 新型インフルエンザの感染予防策の広報内容に関すること
	・ 町民からの電話相談に関すること
	・ 感染症法に関すること
	・ 感染防護具等の備蓄に関すること
	・ 職員の感染予防に関すること
	・ 医療機関との情報連絡に関すること
	・ 新型インフルエンザの基礎知識や感染予防策の情報に関すること
いきいき 町民課	・ 遺体収容・安置・火葬マニュアルに関すること
	・ 在宅要援護者の支援に関すること
	・ 福祉施設等の感染防止に関すること
	・ 感染廃棄物の適切な処理に関すること
	・ 資源の使用抑制とゴミの排出抑制に関すること
	・ 食糧及び生活必需品などの備蓄及び必要な量を援助物資集配拠点（備蓄倉庫等）から援助物資配布拠点（各集会場）への配布に関すること
保育所 児童館	・ 保育所・児童館の感染予防に関すること。
振興課	・ 家畜の伝染情報に関すること
	・ 企業の事業活動の自粛に関すること
	・ 農作物の流通に関すること
	・ 環境衛生及び環境保全に関すること
	・ 公立学校の感染予防対策等に関すること
教育委員会	・ 町道機能の確保に関すること
建設課	・ 上下水道の確保に関すること
上下水道課	・ 他部門への応援に関すること
その他各課所	

## 各段階における庁内の対応

### ○ 前段階

- (1) 新型インフルエンザ対策行動計画の策定と新型インフルエンザ対策対応マニュアルの見直しを行う。(総務課、健康づくり課)
- (2) 新型インフルエンザ対策の職員啓発(研修等により職員への危機管理意識の向上及び注意喚起)を図る。(総務課、健康づくり課)
- (3) 従来型インフルエンザワクチンの接種を職員に勧奨する。(健康づくり課)

### ○ 第1段階

- (1) 横瀬町新型インフルエンザ連絡チームを設置する。(健康づくり課)
- (2) 職員の執務時間外の連絡網の作成と周知を行う。(総務課)
- (3) 家族の発症、学校閉鎖、公共交通機関の使用停止等により、欠勤せざるをえない職員を把握する。(総務課)
- (4) 関係職員に対して感染防護具等の使用方法や消毒の実施方法の研修を行う。(総務課、健康づくり課、いきいき町民課)
- (5) 感染防護具等や消毒剤の備蓄計画の作成と備蓄準備を図る。(総務課、健康づくり課、いきいき町民課)
- (6) 職員が担当以外の業務も行えるよう業務内容を確認、整備する。(各課)

### ○ 第2段階、第3段階

- (1) 横瀬町新型インフルエンザ緊急対策チームを設置する。(総務課)
- (2) 庁内及び関係機関と適時の情報交換及び連絡体制の強化を図る。(総務課、健康づくり課、振興課)
- (3) 職員への感染予防策の徹底を周知する。(総務課、健康づくり課)
- (4) インフルエンザ様症状を有する職員の届出を行う。(総務課)
- (5) 職員の健康管理を行う。(健康づくり課)
- (6) 中止業務及び閉鎖窓口の事前選定を行う。(総務課)

- (7) 感染防護具等の確保と消毒の実施方法について周知を図る。(総務課、健康づくり課、いきいき町民課)

#### ○ 第4段階、第5段階、第6段階

- (1) 横瀬町危機対策本部を設置する。(総務課)
- (2) 庁内及び関係機関と適時の情報交換及び連絡体制の強化を図る。(総務課、健康づくり課、振興課)
- (3) 発生状況に応じて24時間体制の業務確保を行う。(総務課、健康づくり課)
- (4) 職員への感染予防策の徹底を行う。(総務課、健康づくり課)
- (5) インフルエンザ様症状を有する職員の届出を行う。(総務課)
- (6) 職員の健康管理を行う。(健康づくり課)
- (7) 中止業務及び閉鎖窓口の決定を行う。(総務課)
- (8) 職員の時差通勤、自宅待機の決定を行う。(総務課)
- (9) 必要に応じて感染防護具等や消毒剤の補充を行う。(総務課、健康づくり課、いきいき町民課)
- (10) 必要に応じて消毒を実施する。(いきいき町民課)

#### ○ 小康期

- (1) 職員の感染予防方法と感染防止対策の見直しを行う。(総務課、健康づくり課、いきいき町民課)
- (2) 感染防護具等や消毒剤の補充と見直しを行う。(総務課、健康づくり課、いきいき町民課)
- (3) 業務、閉鎖窓口を順次、平常体制に移行する。(総務課)



## 【用語解説】

### ○ インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型、A/香港型というのは、これらの亜型のことをいう。）

### ○ 鳥インフルエンザ

一般的に、水禽を中心とした鳥類が保有し、ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスの感染症のこと。

このうち感染した鳥が死亡するなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

近年トリからヒトへ、インフルエンザウイルス（H5N1）の感染事例を認めるが、病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触するなどしたことが多いと考えられており、調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

### ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特にインフルエンザのパンデミックは、近年その亜型がヒトの世界に存在しなかったためにほとんどのヒトが免疫を持たず、ヒトからヒトへ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）把握及び分析が行われている。

## ○ 病原体サーベイランス

感染症サーベイランスの内、特に、感染の原因となった病原体についての発生数や詳細な種類などについて報告してもらい、状況を監視するシステム。

## ○ クラスターサーベイランス

感染のみられた集団（クラスター）を早期に発見するため、一定の大きさの集団を対象に、その集団内における患者の発生動向の報告を行ってもらい、状況を監視するシステム。

新型インフルエンザ対策においては、家族や病院等の施設、学校、職場、地域などの単位集団内で、3名以上の小集団（クラスター）感染が発生した場合に報告を受け、当該単位集団外へと感染が拡大することを防止することを目的とする。

## ○ 症候群サーベイランス

あらかじめ指定する医療機関において、一定の症候を有する患者が診察された場合に、即時的に報告を行ってもらい、疾患発生の現状を把握するシステム。

新型インフルエンザ対策においては、発熱と咳嗽や喀痰などの呼吸器症状を来した「インフルエンザ様患者」を把握する「外来受診時症候群サーベイランス」と、胸部レントゲン検査上肺炎像が認められた「肺炎患者」を把握する「肺炎患者症候群サーベイランス」等が想定されている。これら症候群サーベイランスは、PCR等の確定診断を待たないことから、新型インフルエンザの発生と流行を早期に発見することが期待されている。

## ○ 感染症指定医療機関

感染症法に基づく特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関のことであり、新感染症、一類感染症、二類感染症の患者の入院を担当する。

\* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

\* 第1種感染症指定医療機関：一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 第2種感染症指定医療機関：二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

## ○ 感染症の定義及び類型

[一類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。（例：エボラ出血熱、ペスト等）

[二類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。（例：鳥インフルエンザ（H5N1）、急性灰白髄炎、ジフテリア等）

[三類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症。（例：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症等）

[四類感染症]：人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。（例：鳥インフルエンザ（H5N1を除く）、A型肝炎、狂犬病等）

[五類感染症]：国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。（例：インフルエンザ（鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等感染症を除く）、麻しん、梅毒等）

[新型インフルエンザ等感染症]：（新型インフルエンザ）新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症。

（再興型インフルエンザ）かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長時間が経過しているものであって、一般に現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症。

[指定感染症]：既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症。

## ○ 感染症病床、結核病床

病床は、医療法によって一般・療養・精神・感染症・結核に区分されている。

入院患者は、基本的には設置された病床数を超えて受け入れることができない。

受入可能入院患者数とは、設置病床数から既入院患者数を除いた差となる。

なお、感染症病床や結核病床は、院内感染等の感染拡大を防止する目的で、病室や病棟を

外部に比べて陰圧とし、病原体の区域外への拡散を防止する陰圧病床とされている。そのため、新型インフルエンザ発生時には、これらの病床から、順に患者を受け入れていくことになる。

#### ○ 発熱相談センター

都道府県及び市区町村が保健所等が設置する電話対応専門の施設。新型インフルエンザの患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。

#### ○ 発熱外来

新型インフルエンザに係る診療を効率化し混乱を最小限にするために設置される外来専門の医療施設。第三段階の感染拡大期までの発熱外来は、新型インフルエンザの患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。第3段階の蔓延期以降における発熱外来は、感染防止策を徹底した上、新型インフルエンザの患者の外来集中に対応することに加え、軽傷者と重傷者のトリアージにより入院治療の必要性を判断することを目的とする。

#### ○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

#### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザウイルスがパンデミックを起こす以前に、鳥-ヒト感染の患者または鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）。

○ パンデミックワクチン

パンデミックが実際に発生した際に、ヒト-ヒト感染を生じたウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ リスクコミュニケーション

我々を取り巻くリスクに関する情報を、行政、住民などの関係主体間で共有し、相互に情報伝達を行い、意思疎通を図ること。